

○ 參考資料

環境基準等

(1) 水質汚濁に係る基準

人の健康の保護に関する環境基準

(単位：mg/L)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下
鉛	0.01以下	トリクロロエチレン	0.01以下
六価クロム	0.05以下	テトラクロロエチレン	0.01以下
砒素	0.01以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下
総水銀	0.0005以下	チラウム	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02以下
ジクロロメタン	0.02以下	ベンゼン	0.01以下
四塩化炭素	0.002以下	セレン	0.01以下
塩化ビニルモノマー	0.002以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	ふっ素	0.8以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	ほう素	1以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	1, 4-ジオキサン	0.05以下

生活環境の保全に関する環境基準

該当水域	項目 類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間	
			pH	COD	SS	DO	大腸菌群数		
琵琶湖 (南・北湖)	AA	水道1級・水産1級・自然環境保全およびA以下の欄に挙げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100ml以下	南湖 (ハ)	北湖 (イ)

(注)達成期間の(イ)は直ちに達成、(ハ)は5年を超える期間で可及的速やかに達成

全窒素・全りん的环境基準

(単位：mg/L)

	T-N		T-P	
	北湖	南湖	北湖	南湖
II 類型	0.2以下	0.2以下	0.01以下	0.01以下

生活環境の保全に関する環境基準(河川)

該当水域	項目 類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間別 河川数
			pH	COD	SS	DO	大腸菌群数	
柳川 安曇川 他9	AA	水道1級・自然環境保全 およびA以下の欄に挙げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100ml以下	(イ)ー5 (ロ)ー1 (ハ)ー5
瀬田川 野洲川 他10	A	水道2級・水産1級・水浴 およびB以下の欄に挙げる もの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100ml以下	(イ)ー7 (ハ)ー5
宇曾川 家棟川	B	水道3級・水産2級およびC 以下の欄に挙げるもの(水 産3級、工業用水1~3 級、農業用水)	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100ml以下	(イ)ー1 (ハ)ー1

(注)達成期間の(イ)は直ちに達成、(ロ)は5年以内に達成、(ハ)は5年を超える期間で可及的速やかに達成

水生生物の保全に係る環境基準

該当水域	項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値(単位:mg/L)			達成期間
			全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	
琵琶湖(1)	生物A	イワナ、サケ、マス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	(イ)直ちに達成
琵琶湖(2) ・瀬田川	生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
北湖(1)(2)(3) 南湖(1)	生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物B欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	

(基準値は、年平均値)

要監視項目に係る指針値

(単位:mg/L)

項目	指針値
ニッケル	—
モリブデン	0.07以下
アンチモン	0.02以下
クロロホルム	0.06以下
tr-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06以下
p-ジクロロベンゼン	0.2以下
イソキサチオン	0.008以下
ダイアジノン	0.005以下
フェントロチオン	0.003以下
イソプロチラオン	0.04以下
オキシ銅	0.04以下
クロロタロニル	0.05以下

項目	指針値
プロミザミド	0.008以下
EPN	0.006以下
ジクロロボス	0.008以下
フェノバルブ	0.03以下
イプロベンホス	0.008以下
クロルニトロフェン	—
トルエン	0.6以下
キシレン	0.4以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06以下
塩化ビニルモノマー	0.002以下
エピクロロヒドリン	0.0004以下
全マンガン	0.2以下
ウラン	0.002以下

水生生物の保全に係る要監視項目の指針値

類 型	水生生物の生息状況の適応性	指 針 値(mg/L)					
		クロロフォルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-tert-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.7以下	0.05以下	1以下	0.001以下	0.02以下	0.03以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.006以下	0.01以下	1以下	0.0007以下	0.02以下	0.003以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	3以下	0.08以下	1以下	0.004以下	0.02以下	0.03以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	3以下	0.01以下	1以下	0.003以下	0.02以下	0.02以下

地下水の水質汚濁に係る環境基準

(単位 : mg/L)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003以下	1,1,1-トリクロロエタン	1以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下
鉛	0.01以下	トリクロロエチレン	0.01以下
六価クロム	0.05以下	テトラクロロエチレン	0.01以下
砒素	0.01以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下
総水銀	0.0005以下	チウラム	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02以下
ジクロロメタン	0.02以下	ベンゼン	0.01以下
四塩化炭素	0.002以下	セレン	0.01以下
塩化ビニルモノマー	0.002以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	ふっ素	0.8以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	ほう素	1以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1,4-ジオキサン	0.05以下

備考 1. 平成28年3月31日現在

有害物質に係る排水基準

(単位：mg/L)

項目	許容濃度	
	公害防止条例（上乘せ条例）	（参考）※水質汚濁防止法
カドミウム及びその化合物	0.01	0.03
シアン化合物	0.1	1
有機燐（りん）化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNIに限る）	検出されないこと	1
鉛及びその化合物	0.1	0.1
六価クロム化合物	0.05	0.5
砒素及びその化合物	0.05	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003
トリクロロエチレン	0.3	0.1
テトラクロロエチレン	0.1	0.1
ジクロロメタン	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02
チウラム	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2
ベンゼン	0.1	0.1
セレン及びその化合物	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	10	10
ふっ素及びその化合物	8	8
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	100
1,4-ジオキサン	0.5	0.5

備考 1. 平成28年3月31日現在

生活環境項目（業種共通の項目）

(単位：水素イオン濃度および大腸菌群数を除き mg/L)

項目	許容濃度	
	公害防止条例（上乘せ条例）	（参考）※水質汚濁防止法
水素イオン濃度 (pH)	6.0~8.5	5.8~8.6
ノルマンヘキサン (鉱油類含有量)	5	5
抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	20	30
フェノール類含有量	1	5
銅含有量	1	3
亜鉛含有量	1	2
溶解性鉄含有量	10	10
溶解性マンガン含有量	10	10
クロム含有量	0.1	2
大腸菌群数	3,000個/ml	3,000個/ml
アンチモン含有量	0.05	-
排水先の公共用水域において人の健康または生活環境に支障をきたすような温度の変化をもたらさないこと及び色、臭気を帯びていないこと。		-

備考 1. この表に掲げる排水基準は日平均排水量 10m³以上の特定事業場について適用する。

2. この表に掲げる数値は最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあつては、日平均値とする。

平成28年3月31日現在

BOD, COD, SS, 窒素、りんに係る排水基準

① BOD、COD、SSに係る排水基準

(単位：mg/L)

業種区分	排水量 (m ³ /日)	BOD		COD		SS	
		既設	新設	既設	新設		
製 造 業	食料品 製造業	10~30	100	60	100	60	90
		30~50	70	50	70	50	90
		50~1000	50	40	50	40	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	弁当 製造業	10~30	90	30	90	30	90
		30~50	70	30	70	30	90
		50~1000	50	30	50	30	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	繊維工業	10~30	80	60	80	60	90
		30~50	60	50	60	50	90
		50~1000	50	40	50	40	70
		1000以上	40	30	40	30	70
	化学工業	10~30	70	40	70	40	90
		30~50	40	30	40	30	90
		50~1000	30	20	30	20	70
		1000以上	20	15	20	15	70
	ゼラチン 製造業	10~30	70	40	70	40	90
		30~50	50	40	50	40	90
		50~1000	40	30	40	30	70
		1000以上	30	20	30	20	70
その他の 製造業	10~30	70	40	70	40	90	
	30~50	40	30	40	30	90	
	50~1000	30	20	30	20	70	
	1000以上	20	15	20	15	70	
そ の 他 の 業 種 等	畜産施設	10以上	120	120	120	120	150
	し尿処理 施設	10以上	30	20	30	20	70
	下水道終末 処理施設	10以上	20	20	20	20	70
	10以上かつ し尿 51人~100人	60	20	60	20	60	
	浄化槽 101人~200人	60 または 30	20	60 または 30	20	60	
		60 または 30	20	60 または 30	20	60	
		60 または 20	20	60 または 20	20	60	
	201人~500人	60 または 30	20	60 または 30	20	60	
		60 または 20	20	60 または 20	20	60	
		10~30	90	30	90	30	90
30~50		70	30	70	30	90	
50~1000	50	30	50	30	70		
	40	30	40	30	70		

② 窒素、りんに係る排水基準

(単位：mg/L)

業種区分	排水量 (m ³ /日)	窒素		りん	
		既設	新設	既設	新設
食料品 製造業	10~30	40	30	8	2
	30~50	25	20	4	2
	50~1000	20	12	3	1.5
	1000以上	15	10	2	1
弁当 製造業	10~30	60	45	8	6
	30~50	30	25	5	4
	50~1000	25	20	5	3
	1000以上	20	20	3	2
繊維工業	10~30	40	30	6	2
	30~50	15	12	2	1.2
	50~1000	12	8	1.5	0.8
	1000以上	10	8	1	0.5
化学工業	10~30	20	15	5	2
	30~50	12	10	2	1.2
	50~1000	10	8	1.5	0.8
	1000以上	8	8	1	0.5
ゼラチン 製造業	10~30	20	15	5	2
	30~50	20	15	2	1.2
	50~1000	15	10	1.5	0.8
	1000以上	12	10	1	0.5
その他の 製造業	10~30	40	20	2	2
	30~50	15	12	1.5	1
	50~1000	12	8	1.2	0.6
	1000以上	8	8	0.8	0.5
畜産施設	10以上	80	45	25 ※16	15
し尿処理 施設	10以上	20	10	2	1
下水道終末 処理施設	10~3000	20	20	1	0.5
	3000以上	20	15	1	0.5
10以上かつ し尿 51人~100人	60	45	8	6	
	60	40	8	5	
	60	40	8	5	
	25	20	5	5	
10~30	60	45	8	6	
	30~50	30	25	5	4
	50~1000	25	20	5	3
	1000以上	20	20	3	2

備考 1. 基準値は最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあっては日間平均値とする。

2. ※は、サービス業に係るものに適用される基準。

平成 28 年 3 月 31 日現在

水浴場の水質判定基準

① 判定基準については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

ア 糞便性大腸菌群数、油膜の有無、COD または透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを「不適」な水浴場とする。

イ 「不適」でない水浴場について、糞便性大腸菌群数、油膜の有無、COD および透明度によって「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」あるいは「水質 C」を判定し、「水質 AA」および「水質 A」であるものを「適」、「水質 B」および「水質 C」であるものを「可」とする。

●各項目すべてが「水質 AA」以上である水浴場を「水質 AA」（水質が特に良好な水浴場）とする。

●各項目すべてが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」（水質が良好な水浴場）とする。

●各項目すべてが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。

●これら以外のものを「水質 C」とする。

区分	糞便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA 不検出 (検出限界2個/100ml)	油膜が認められない	3mg/L 以下	全透 (1m以上)
	水質 A 100個/100ml 以下	油膜が認められない	3mg/L 以下	全透 (1m以上)
可	水質 B 400個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m未満～ 50cm以上
	水質 C 1,000個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m未満～ 50cm以上
不適	1,000個/100mlを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによるものは評価の対象外とする。

② 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。

ア 「水質 B」または「水質 C」と判定されたもののうち、糞便性大腸菌群数が 400 個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。

イ 油膜が認められたもの。

(2) 大気汚染に係る基準

大気汚染に係る環境基準

汚 染 物 質	環 境 基 準
二酸化窒素 ※1 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
浮遊粒子状物質 ※3 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
光化学オキシダント ※2	1時間値が0.06ppm以下であること
二酸化いおう ※3 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素 ※3 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
微小粒子状物質 ※3 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること
ベンゼン ※4	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン ※4	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン ※4	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン ※4	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること
ダイオキシン類 ※5	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること

備考1. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

平成21年9月9日に環境基準が設定された。

4. ※1：長期的評価（年間）のもの

※2：短期的評価（条件どおり）のもの

※3：長期的評価（年間）と短期的評価（条件どおり）があるもの

※4：有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係るもの

※5：ダイオキシン類に係る環境基準

光化学スモッグ注意報等の発令基準

区 分	発 令 基 準
光化学スモッグ注意報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時
光化学スモッグ重大緊急警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり気象状況からみて、その濃度が継続すると認められる時

(3) 騒音・振動に係る基準

騒音に係る環境基準

時間区分		2区分 (昼/6:00~22:00) (夜/22:00~6:00)
地域の類型と基準値	類型	基準値(昼/夜)
①特に静穏を要する地域	AA	50dB/40dB
②住居専用地域 a. 一般地域 b. 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	A	a. 55dB/45dB b. 60dB/55dB c. 70dB/65dB
③住居系地域 a. 一般地域 b. 2車線以上の車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	B	a. 55dB/45dB b. 65dB/60dB c. 70dB/65dB
④商工業系地域 a. 一般地域 b. 車線を有する道路に面する地域 c. 幹線道路近接空間	C	a. 60dB/50dB b. 65dB/60dB c. 70dB/65dB
1)評価対象 2)評価手法 3)達成期間 4)「道路に面する地域」の定義 5)「幹線道路」の定義 6)「幹線道路近接空間」の定義 7)屋内基準について		1)道路に面する地域の全戸数(推計可) 2)等価騒音レベル(Leq) 3)10年または可及的すみやかに 4)交通騒音が支配的音源(距離不問) 5)高速道、自動車道、国道、県道、4車線以上の市町村道 6)道路端から一定距離の範囲内 2車線以下:15m/2車線超:20m 7)幹線道路近接空間において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準を昼45dB/夜40dBとする

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	備考
I	70dB以下	Iをあてはめる地域:主として住居の用に供される地域
II	75dB以下	IIをあてはめる地域:商工業のように供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

(4) ダイオキシン類に係る基準

項目	基準値
大気環境基準	0.6pg-TEQ/m ³
水質環境基準	1pg-TEQ/L
底質環境基準	150pg-TEQ/g
土壌環境基準	1,000pg-TEQ/g

- 備考
1. 大気環境基準および水質環境基準は、同一測定点における1年間の全ての検体の測定値の算術平均値により評価する。
 2. 土壌環境基準は、1回の測定結果を持って評価する。
 3. 土壌に関して、他媒体への影響等の調査を開始する目安となる調査指標値は150pg-TEQ/gである。

滋賀県環境審議会の審議状況（平成27年度）

会議名	開催年月日	議事等の内容
審議会総会	平成27年 6月22日(月)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準のあり方について 2. 環境審議会各部会の活動概要について 3. 関連情報の提供について <p>・琵琶湖森林づくり条例の改正および滋賀県水源森林地域保全条例の制定について</p>
環境企画部会	平成27年 11月17日(火)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境審議会各部会の審議状況について 2. 第四次滋賀県環境総合計画の進行管理について 3. 滋賀県環境学習推進計画の進行管理および改定について
温暖化対策部会	平成27年 11月11日(水)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 滋賀県低炭素社会づくり推進計画（以下、「推進計画」）の改定について 2. 滋賀県域からの温室効果ガス排出実態（2013年度）について（報告） 3. 2014年度（平成26年度）の推進計画に係る取組の実施状況について（報告） 4. 推進計画の進捗状況について（本県の温暖化対策の現状と方向性） 5. その他
水・土壌・大気部会	平成27年 6月22日(月)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準のあり方について 2. 平成26年度公共用水域水質測定結果について 3. 平成26年度大気汚染状況測定結果について 4. 第6期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の事業進捗状況について 5. その他 <p>・平成27年度琵琶湖における放射性物質モニタリング調査結果について</p> <p>・「琵琶湖における新たな水質管理のあり方懇話会」の設置と今後の方針について</p>
	平成28年 3月29日(火)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成28年度公共用水域・地下水水質測定計画について 2. トリクロロエチレンに係る排水基準のあり方について 3. 平成27年度地下水水質測定結果について 4. その他 <p>・平成28年度琵琶湖における放射性物質モニタリングについて</p> <p>・「琵琶湖における新たな水質管理のあり方懇話会」の議論と今後の方針について</p>

会議名	開催年月日	議事等の内容
廃棄物部会	平成27年 6月2日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県の廃棄物処理の現状と課題について ・ 第四次滋賀県廃棄物処理計画の位置づけ等について
	平成27年 9月8日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第四次滋賀県廃棄物処理計画（骨子案）について ・ 滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について
	平成27年 11月20日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第四次滋賀県廃棄物処理計画（素案）について ・ 滋賀県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更（素案）について
	平成28年 2月5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第四次滋賀県廃棄物処理計画（答申案）について ・ その他
自然環境部会	平成27年 7月23日(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 今津町鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（諮問） 2. 新名神高速道路事業に伴う大石竜門自然保護地の処分等について（報告）
温泉部会	平成27年 8月27日(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 温泉動力装置許可申請について
	平成28年 2月23日(火)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 温泉動力装置許可申請について
琵琶湖 総合保全部会	平成28年 3月10日(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1. マザーレイク21計画(第2期改定版)の推進状況について <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回学術フォーラムの結果概要について ・ 第5回マザーレイクフォーラムびわコミ会議の結果概要について 2. 琵琶湖保全再生法について

審議会等委員名簿（敬称略・五十音順）

（1）滋賀県環境審議会

（任期：平成26年6月1日～平成28年5月31日）

氏名	主 な 職	部会割（●：部会長）						備考
		環境企画	温暖化対策	水・土壌・大気	廃棄物	自然環境	温泉	
石谷 八郎	滋賀県森林組合連合会副会長					○	○	
鶴飼 淳子	滋賀県地域女性団体連合会会長	○		○			○	
奥田 克実	一般社団法人滋賀県建設業協会副会長				○			
小畑 正明	京都大学名誉教授					○		
勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授			○	○	○		
金谷 健	滋賀県立大学環境科学部教授	○	○	○	●			
金子 博美	おごと温泉旅館協同組合理事長					○		
菊池 玲奈	結・社会デザイン事務所代表	○	○			○	○	
来田 絵美理	（公募委員）	○	○					
桑野 園子	大阪大学名誉教授			○	○			
籠谷 泰伸	公益社団法人滋賀県獣医師会野生動物事業委員会委員					○		
芝原 茂樹	一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会理事				○			
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科附属流域圏総合環境質研究センター教授	○		○				
須藤 明子	日本イヌワシ研究会副会長					○		
関 総一郎	近畿経済産業局長		○	○	○		○	
辻 博子	一般社団法人滋賀グリーン購入ネットワーク事務局長	○	○					
辻村 琴美	滋賀経済団体連合会（一般社団法人滋賀県経済産業協会）		○				○	
東野 達	京都大学エネルギー科学研究科教授		○	○				
鳥塚 五十三	滋賀県漁業協同組合連合会会長			○			○	
中 睦	弁護士					○		
中西 長嗣	滋賀県農業会議常任会議員・監査委員			○			○	
中村 光伸	滋賀県野鳥の会委員					○	○	
西川 晃由	滋賀森林管理署長		○	○		○	○	
西田 佐知子	名古屋大学博物館准教授			○		○		
西野 麻知子	びわこ成蹊スポーツ大学教授	○				○	○	
橋本 征二	立命館大学理工学部教授		○		○			
秀田 智彦	近畿地方環境事務所長	○	○	○	○	○		
平山 貴美子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科講師					○	○	
福井 正明	滋賀県市長会（高島市長）	○	○		○			
福原 守	一般社団法人滋賀県猟友会会長					○	○	
藤井 滋穂	京都大学大学院地球環境学堂長	○		●			●	
藤澤 直広	滋賀県町村会副会長（日野町長）	○			○		○	
松井 正文	京都大学名誉教授	○				●		副会長
松浦 日出男	（公募委員）	○	○					
丸尾 恭子	（公募委員）	○				○		
村上 堅治	近畿農政局長		○	○			○	
森澤 眞輔	京都大学iPS細胞研究所副所長・特定拠点教授	●						会長
諸富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授	○	●		○			
谷内 茂雄	京都大学生態学研究センター准教授		○				○	
山川 正信	大阪教育大学名誉教授					●		
山田 邦博	近畿地方整備局長		○	○	○		○	
山田 貴子	NP0子どもネットワークセンター天気村代表理事	○						
吉積 巳貴	京都大学学際融合教育推進センター森里海連環学教育ユニット特定准教授	○						
吉原 福全	立命館大学理工学部教授、エコテクノロジー研究センター長				○			

平成28年3月31日現在

(2) 滋賀の環境自治を推進する委員会

(任期:平成 26 年 8 月 21 日から平成 29 年 8 月 20 日)

氏 名	役 職 名 等	備 考
荒 川 葉 子	弁護士	
清 水 礼 子	長浜家庭裁判所調停委員	
津 野 洋	大阪産業大学人間環境学部教授	
永 井 ユタカ	弁護士、立命館大学法科大学院教授	委員長
樋 口 能 士	立命館大学理工学部教授	

平成 28 年 3 月 31 日現在

(3) 滋賀県環境影響評価審査会

(任期:平成 26 年 3 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日)

氏 名	役 職 名 等	備 考
青 野 正 二	大阪大学大学院人間科学研究科准教授	
石 森 洋 行	立命館大学理工学部講師	
市 川 陽 一	龍谷大学理工学部教授	会 長
浦 部 美佐子	滋賀県立大学環境科学部教授	
奥 村 晃 代	草津市草津宿街道交流館調査員	
鳥 居 春 己	奈良教育大学自然環境教育センター特任教授	
中 井 均	滋賀県立大学人間文化学部教授	
中 嶋 節 子	京都大学大学院人間・環境学研究科教授	
平 山 貴美子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科講師	
松 四 雄 騎	京都大学防災研究所地盤災害研究部門准教授	
山 崎 亨	アジア猛禽類ネットワーク会長	
和 田 桂 子	公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構琵琶湖・淀川水質浄化研究所副所長	

平成 28 年 3 月 31 日現在

(4) 滋賀県ヨシ群落保全審議会

(任期:平成 27 年 9 月 19 日～平成 29 年 9 月 18 日)

氏 名	役 職 名 等	備 考
青井 保男	独立行政法人水資源機構琵琶湖開発総合管理所長	
青山 武廣	大津市雄琴学区自治連合会理事	
太田 俊浩	ヨシでびわ湖を守るネットワーク	
大野 朋子	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 准教授	
金子 有子	東洋大学文学部英米文学科 准教授	
高橋 敏枝	針江生水の郷委員会委員	
田中 信弘	伊庭の里湖づくり協議会 会長	
利倉 尚美	日本野鳥の会滋賀 幹事	
深町 加津枝	京都大学大学院地球環境学堂 准教授	
松田 明子	公募委員	
望月 幸三	滋賀県漁業協同組合連合会副会長理事	
山口 達也	国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所長	
山仲 善彰	野洲市長	
脇田 健一	龍谷大学社会学部 教授	

平成 28 年 9 月 30 日現在

(5) 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会

(任期：平成26年12月19日～平成28年12月18日)

氏名	役職名等	備考
相阪 滋	滋賀県小型船協会理事	
東 幸代	滋賀県立大学人間文化学部准教授	
井手 慎司	滋賀県立大学環境科学部教授	
小田 一郎	滋賀県釣り団体協議会事務局長	
久保 麻衣子	日本ジェットスキー協会オフィシャルスタッフ	
坂田 しのぶ	びわ湖放送(株)報道制作局グループリーダー	
進 ひろこ	公募委員	
須藤 陽子	立命館大学法学部教授	
高田 昌彦	琵琶湖を戻す会代表	
高橋 さち子	龍谷大学非常勤講師	
竹内 英子	NPO法人瀬田漕艇倶楽部理事	
福井 正明	高島市長	
藤野 一秀	(一社)日本マリン事業協会事務局長	
吉田 伸二	公募委員	
吉田 守	滋賀県漁業協同組合連合会理事	

平成28年9月30日現在

(6) 滋賀県景観審議会

(任期：平成27年10月1日～平成30年9月30日)

氏名	役職名等	備考	
青山 香菜	編集工房(有)北風寫真館共同代表		
川崎 雅史	京都大学大学院工学研究科教授	会長	広域的景観形成検討専門部会会長
神吉 紀世子	京都大学大学院工学研究科教授		広域的景観形成検討専門部会会長代理
小西 佐枝	公募委員		
佐伯 祐二	同志社大学司法研究科教授		
鈴木 あつ子	滋賀県商工会女性部連合会副会長		
外園 光江	公募委員		
高井 節子	京都市立芸術大学美術学部准教授		屋外広告物適正化検討専門部会会長代理
瀧岡 英典	滋賀県警察本部生活環境課課長		
轟 慎一	滋賀県立大学環境科学部准教授	会長代理	屋外広告物適正化検討専門部会会長
西岡 功一	滋賀県広告美術協同組合理事長		
平井 利佐	一級建築士事務所風露主宰		
福谷 晃	滋賀県建築士会副会長		

平成28年3月31日現在

(7) 滋賀県森林審議会

(任期：平成28年4月5日～平成29年11月30日)

氏名	役職名等	備考
浅香 剛	(一社)日本森林インストラクター協会 会長	
石上 公彦	滋賀森林管理署長	
石谷 八郎	滋賀県森林組合連合会 代表理事副会長 (滋賀北部森林組合 代表理事組合長)	林政部会部会長
上田 崇司	滋賀県木材協会 副会長 (上田産業株式会社 代表取締役)	
小川 慈	副委員長	
金子 弥枝子	公募委員	
北村 美代子	滋賀県林業研究グループ連絡協議会 女性部副部長	
久保 久良	滋賀県林業協会前理事 (多賀町長)	
栗山 浩一	国立大学法人京都大学 教授	会長
小杉 緑子	国立大学法人京都大学 助教	森林保全部会部会長
須藤 明子	獣医師 (日本イヌワシ研究会 副会長)	
長島 啓子	京都府公立大学法人京都府立大学 助教	
中本 清治	滋賀県認定指導林家	
光田 昌史	公募委員	
山田 喜久男	木材流通業 (甲賀林材株式会社 専務取締役)	

平成28年4月5日現在

(8) 滋賀県公害審査会

(任期:平成27年11月1日から平成30年10月31日)

氏名	役職名等	備考
秋山 徳浩	一般社団法人滋賀経済産業協会環境委員会委員長	
荒川 葉子	弁護士	
勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授	
川瀬 新也	弁護士	
岸本 直之	龍谷大学理工学部教授	
桑野 園子	大阪大学名誉教授	
木築 野百合	医師、一般社団法人滋賀県医師会理事	
山川 正信	大阪教育大学名誉教授	
山口 豊子	薬剤師、一般社団法人滋賀県薬剤師会副会長	
吉田 和宏	弁護士	会長

平成28年3月31日現在